

## 2 教育・研究活動

### (16) 奨学金等受給状況

#### ① 日本学生支援機構奨学金

平成28年3月31日現在

単位:人

区分	在籍者	日本学生支援機構				日本学生支援機構以外の奨学金		合計			
		第一種		第二種	計	受給率	奨学生数	受給率	奨学生数	受給率	
		自宅	自宅外								
大学院学校教育研究科(修士課程/専門職学位課程)	1年	190	61	12	73	38.4%	0	0.0%	73	38.4%	
	2年	183	50	16	66	36.1%	0	0.0%	66	36.1%	
	3年	86	3	19	22	25.6%	0	0.0%	22	25.6%	
	計	459	114	47	161	35.1%	0	0.0%	161	35.1%	
学校教育学部	1年	167	1 31	30	41	72	43.1%	0	0.0%	72	43.1%
	2年	167	7 48	41	36	84	50.3%	1	0.6%	85	50.9%
	3年	174	2 29	27	40	69	39.7%	2	1.1%	71	40.8%
	4年	173	5 23	18	43	66	38.2%	3	1.7%	69	39.9%
	計	681	15 131	116	160	291	42.7%	6	0.9%	297	43.6%
合計	1,140	245	207	452	39.6%	6	0.5%	458	40.2%		

※ 在籍者数は、現職教員及び外国人留学生を除いた数。

#### ② 日本学生支援機構以外の奨学事業団体

平成28年3月31日現在

単位:人

区分	貸与月額 (円)	学部				合計	大学院				
		1年	2年	3年	4年		1年	2年	3年	合計	
魚沼市奨学金	50,000				1	1					
千曲市奨学金	38,000			1		1					
佐久市奨学金	30,000		1		1	2					
高山村奨学金	35,000				1	1					
あしなが育英会奨学金	50,000			1		1					
合計		0	1	2	3	6	0	0	0	0	0
在籍者数		167	167	174	173	681	190	183	86	459	
受給率		0.0%	0.6%	1.1%	1.7%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

※ 在籍者数は、現職教員及び外国人留学生を除いた数。

#### ③ くびきの奨学金

区分	受給者	給付額
前期	17人	8万円×10人
		5万円×7人
後期	17人<1人>	8万円×10人
		5万円×7人

※ <>は、専門職学位課程に関する人数で内数。

※ 授業料免除を申請し、基準に該当しながら免除されなかった者及び半額免除許可された者について困窮度順に給付するもの。

※ 長期履修学生の給付額は5万円。その他は8万円。

#### ④ 教育訓練給付制度

##### ○教育訓練給付金（専門実践教育訓練）【専門職学位課程】受給者数

コース	年度	平成27年度
教育実践リーダーコース		2名
学校運営リーダーコース		0名

制度の概要	
訓練講座指定年度	平成27年度：訓練講座指定（新規） 平成28年度：講座名称変更
対象者	雇用保険の一般被保険者又は、一般被保険者であった者 ・入学年度の4月1日において雇用保険の一般被保険者のうち雇用期間が10年※以上の者 ・入学年度の4月1日において離職日の翌日以降1年以内で、かつ被保険者として雇用された期間が10年※以上ある者 ※ 当分の間、初めて給付を受けようとする者は2年以上。
給付金	1. 給付額：受講費用（入学料・授業料）の4割が在学中（半年毎）に給付される。 2. 給付上限額：32万円／年 3. 給付対象期間：2年 4. その他：申請に必要な書類を大学が作成し、学生本人がハローワークに申請する。 教育訓練給付金受給資格を有する者は、同時に教育訓練支援給付金の給付対象者となる。

##### ○教育訓練給付金（一般教育訓練）【修士課程】申請者数

コース	年度	平成27年度
—		—

制度の概要	
訓練講座指定年度	平成27年度：訓練講座指定（新規） 平成28年度：カリキュラム変更
対象者	雇用保険の一般被保険者又は、一般被保険者であった者 ・入学年度の4月1日において雇用保険の一般被保険者のうち雇用期間が3年※以上の者 ・入学年度の4月1日において離職日の翌日以降1年以内で、かつ被保険者として雇用された期間が3年※以上ある者 ※ 当分の間、初めて給付を受けようとする者は1年以上。
給付金	1. 給付額：受講費用（入学料・授業料）の2割が修了後に給付される。 2. 給付上限額：10万円 3. 給付対象期間：1年 4. その他：申請に必要な書類を大学が作成し、修了後、学生本人がハローワークに申請する。 平成27年度入学生から、本制度の対象となる。